

社会福祉法人 千悠会 役員等報酬・費用弁償規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 千悠会（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち理事は常勤理事という。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、1週間の所定執行日数が週平均3日以上とする者をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条

この法人の全理事の報酬総額は、年間360万円以内とする。

2 この法人の常勤理事の報酬月額、月額30万円とする。

(費用弁償の支給)

第5条

この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張旅費として支給することができる。
- 4 常勤役員以外の者に対し理事会・評議員会に出席の都度交通費として1人5千円を上限に支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条

常勤役員の報酬等は、毎月翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条

報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月27日（評議員会議決日）から施行し、令和2年8月1日から適用する。